

7月の税務カレンダー

- ☆所得税予定納税額の減額申請・・・7/16
- ☆所得税の予定納税額の納付(第1期分)
- ☆固定資産税の第2期分の納付
- ☆6月分源泉所得税住民税の納税(納期の特例適用者は1月～6月分)・・・7/10
- ☆令和1年5月決算法人の確定申告
- ☆11月決算法人の中間申告(法人・消費)



【税務耳より情報】

昨年7月に民法の相続法が大きく改正されました。40年ぶりの改正です。相続法の改正の主な内容は、以下の通りです。

- 配偶者居住権を創設
- 自筆証書遺言添付する財産目録の作成がPCで可能
- 法務局で自筆証書による遺言保管可能
- 被相続人の介護や看病で貢献した親族は、金銭要求が可能

相続の発生により、仲が良かった家族にもめごとが起こり、「相続」が「争族」になることもあります。遺言書は、親族に自分の思いを伝える手紙です。少子高齢化もすすみ、人生長いようで突然何が起こるか予測はつきません。新しい相続法で一度遺言書を考えてみてはいかがでしょうか。



《社労士法人よりお知らせ》

社会保険算定基礎届の提出は7月10日まで

毎年1回、7月1日現在のすべての被保険者の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」の提出をします。この「算定基礎届」には何月分ではなく、4月～6月に支払われた金額を記入します。決定された標準報酬月額は、原則1年間(9月～翌年8月まで)各月に適用され、納める保険料の計算や、将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

提出期間は令和元年7月1日～7月10日までです。用紙は複写でないため、コピーをしてから提出することをお勧めします。提出代行も可能ですので、依頼される場合は会計担当者へお申し出ください。

報酬額改定は、社会保険の届出が、必要な場合があります

毎年、算定基礎届の作成を行っている中、昇(降)給など固定的賃金の変動にともなって、報酬額(給与)が大幅に変わった方が見受けられます。この場合、変動月から3ヶ月(各月17日以上)の支払基礎日数の条件有りに支払われた報酬の平均を出し(残業など非固定的賃金含む)、従前との標準報酬月額と2等級以上の差が生じた場合、月額変更届の提出が必要になります。届出が遅れると、遡って徴収または還付(充当)になるため、徴収となると本人からも徴収、会社も遡った分が一度に引落しになるため、その月の引落し額が多くなります。改定があった場合は注意して下さい。(これまで役員の方や5等級以上の大幅変更、遡及の場合に求められていた議事録・賃金台帳等の添付書類は、事務簡素化の為に不要となりました。)

賞与を支払ったら賞与支払届の提出をお願いします

賞与を支払ったら、所轄の年金事務所へ賞与支払届を忘れないよう提出して下さい。届出を失念、2年を経過すると時効になり、保険料の納付が原則できません。将来もらう年金額にも影響します。

《ちょっとランチタイム》

今回は、館林市にある「シュガー ヒル カフェ」さんです。住所は、館林市花山町 3181 電話番号 0276-52-8306 です。つつじの名所「つつじが岡公園」内にあります。つつじが岡公園は、春のつつじの季節やハスの時期には、花ハス遊覧船もあり、ご家族で楽しめる自然公園です。公園内にあるシュガーヒルカフェさんは、照り焼きチキンやタンドリーカレーがワンプレートでランチにいただけます。写真は、タンドリーチキンカレー。コーヒーも美味しいです。とってもおしゃれなカフェです。見晴らしの良いカフェで、ご家族で美味しいランチはいかがですか。



〈新入所員紹介〉

小林 直人(コバヤシナオト)

☆誕生日1996年5月31日 ☆ふたご座 ☆血液型AB型

4月から新卒で入社し熊谷事務所に配属になりました小林直人(こばやしなおと)と申します。自宅から毎日自転車で通勤していますが、最近少しずつ暑くなってきているのを感じます。夏の熊谷の暑さを考えるとこれからが恐ろしいです。暑さに負けないよう、食事と睡眠をしっかりとり頑張っていきます。趣味はプロ野球観戦で、横浜 DeNA ベイスターズを応援しています。戦力が整い今シーズンこそセ・リーグ制覇できると思っていましたが・・・残念です。現在は毎日が勉強で自分のことで精一杯ですが、早く事務所にそしてお客様の事業の発展に貢献できるよう努力していきます。どうぞよろしくお願い致します。

《セミナー&暑気払いのお知らせ》

2019年8月2日 金曜日にセミナーと暑気払いをします!

16:00～18:00 セミナー内容「働き方改革」&「みらいプラン」

18:30～20:00 暑気払い(大衆割烹 伍 にて)

会費 5,000 円(ぐるーぷ 1 会員様 4,000 円)

みなさん、暑い熊谷でセミナーで勉強した後、冷えたビールをグイッと飲みましょう。参加申し込みは、担当者へご連絡ください!